

4. 構造設備の基準

	ホテル・旅館営業	簡易宿所営業	下宿営業
建物の位置	●高燥で排水の良好な場所であること		—
客室要件	○一客室の床面積は、7m ² （寝台を置く客室にあっては9m ² ）以上	○客室の延床面積33m ² （宿泊者数が10人未満の場合は、1人あたり3.3m ² 以上） ○階層式寝台を有する場合には、上段下段間隔はおおむね1m以上	●客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること
	●調理場、便所、下水溝等から適当な距離を設け、臭気の及ばない構造であること		—
	●換気及び採光に必要な開口部は、自由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備であること		
	●客室は、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること		
	●客室ごとに紙くず入れを備え付けること		—
寝具類	●寝具類は、収用定員に応じて十分な数を備えること		●適当な数の寝具を有すること
玄関帳場等	○宿泊者との面接・宿泊者の確認を行うに適する玄関帳場等の設備を有すること（◇緊急時対応・宿泊者名簿記載・鍵受渡し・宿泊者以外の出入状況確認が可能な設備 ^{（注1）} ）	□ホテル・旅館営業に準じて設置 ^{（注1）}	□ホテル・旅館営業に準じて設置 ^{（注1）}
換気等設備	○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		
浴室	○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備（近接公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く）を有すること ^{（注2）}		□ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
	●外部から見通せない構造であること		
	●汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること		
	●脱衣室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること ●貯湯槽・ろ過器・回収槽・気泡発生装置・水位計・調整箱・露天風呂がある場合：注3参照		
洗面設備	○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること ^{（注2）}		
便所	○適当な数の便所を有すること ^{（注2）}		
	●調理室と接続して設けられていないこと		□ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
	●便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること		
	●窓その他開口部には、ねずみ、衛生害虫等を防ぐ構造設備があること ●流水式手洗い設備が設けられていること		
調理室	●換気、採光及び照明が十分であり、掃除に便利な構造であること ●窓その他の開口部には、ねずみ、衛生害虫等を防ぐ構造設備があること		□設置する場合は、ホテル・旅館営業、簡易宿所営業に準じて設置
施設が学校等の周囲おおむね100mの区域内にある場合	○施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること	—	—
宿泊施設の一体性	●建物の一部を宿泊施設とする場合の構造は、一体性を保つこと ^{（注4）}		

※当該基準以外についても、公衆衛生・善良の保持等の観点から必要な措置を求める場合があります。

※表及び注1～4中の下記記号は、各事項の根拠となる法令等を示しています。

○ → 旅館業法施行令

◇ → 旅館業法施行規則

● → 沖縄県旅館業法施行条例等

□ → 衛生管理要領

注1 玄関帳場等の代替機能設備

- 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていること。
 - (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
 - (2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
 - (3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

注1 宿泊者名簿の正確な記載

- 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当する ICT を活用した方法等により行うこと。

- (1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
- (2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。

注2 浴室・洗面設備・便所の構造設備基準

- 簡易宿所営業は、宿泊場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設であることを踏まえ、浴室（脱衣室）・洗面設備・便所等の共有設備は、独立して使用可能であること。

旅館・ホテル営業においても、これらの設備を多人数で共用する場合は、簡易宿所営業と同様に独立して使用可能であること。

注3 旅館・ホテル営業・簡易宿所営業における浴室のその他構造設備基準（水道以外の水を使用する場合、貯湯槽・ろ過器・回収槽・気泡発生装置・露天風呂・水位計・調整箱がある場合）

- 原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する湯水は、その水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。
- 貯湯槽は、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) 貯湯槽内の湯水全体の温度を通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、レジオネラ

属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うことができる設備を設置すること。

- (イ) 貯湯槽は、完全に排水することができる構造であること。
- 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- 浴槽水を浴槽とろ過器との間を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) ろ過器は、1時間当たりで浴槽の定量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
 - (イ) ろ過器の前に集毛器を設置すること。
 - (ウ) 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。
 - (エ) 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。
 - (オ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収槽へ送るための配管は、直接循環配管に接続しないこと。
 - (イ) 回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。
- 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、気泡発生装置は、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) 気泡発生装置等は、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと。
 - (イ) 点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり並びに浴槽水並びに貯湯槽及び調節箱の湯水が入らない構造であること。
- 水位計を設置する場合は、水位計は、配管内を洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- 配管は、内部の浴槽水を完全に排水することができる構造であること。
- 調節箱を設置する場合には、調節箱は、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように調節箱の上がり用湯の消毒を行うことができる設備が備えられていること。
- 打たせ湯並びに洗い場の湯栓及びシャワーで使用する湯水は、再利用をした浴槽水を用いる構造でないこと。

- 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

※用語の定義

- ▷「原湯」 → 浴槽内の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう
- ▷「原水」 → 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう
- ▷「上がり用水」 → 洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう
- ▷「上がり用湯」 → 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう
- ▷「浴槽水」 → 浴槽内の湯水をいう
- ▷「貯湯槽」 → 原湯等を貯留する槽（タンク）をいう
- ▷「ろ過器」 → 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう
- ▷「集毛器」 → 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう
- ▷「調節箱」 → 洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう
- ▷「循環配管」 → 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう
- ▷「連日使用型循環浴槽水」 → 24 時間以上完全に換水しないで循環濾過している浴槽水をいう
- ▷「回収槽」 → 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽をいう

注4 宿泊施設の一体性について

- 共同住宅等の建物の一部を宿泊施設とする場合の構造は一体性を保つ必要があること。
例えば、宿泊施設の区域（廊下等を含む）は建物の同一階を最小単位とする等、宿泊区域と他の区域とは明確に区分すること。